

文化財保護法（抜粋） 昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号

第 1 章 総則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- （ 1 ） 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- （ 2 ） 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- （ 3 ） 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- （ 4 ） 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- （ 5 ） 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- （ 6 ） 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第 4 条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文

化的活用に努めなければならない。

- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第6章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

- 第 92 条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の 30 日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

- 第 93 条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「30 日前」とあるのは、「60 日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第 1 項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

- 第 94 条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第 97 条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第 1 項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前 2 項の場合を除き、第 1 項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 4 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

る。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第 95 条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第 96 条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第 92 条第 1 項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3 月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第 2 項の命令は、第 1 項の届出があつた日から起算して 1 月以内にしなければならない。

5 第 2 項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1 回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して 6 月を超えることとなつてはならない。

6 第 2 項及び前項の期間を計算する場合においては、第 1 項の届出があつた日から起算して第 2 項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第 1 項の届出がなされなかつた場合においても、第 2 項及び第 5 項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第 2 項の措置を執つた場合を除き、第 1 項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第 2 項の措置を執つた場合を除き、第 1 項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第 2 項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第 97 条 国の機関等が前条第 1 項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第 92 条第 1 項又は第 99 条第 1 項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前 2 項の場合を除き、第 1 項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第 94 条第 5 項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第 98 条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第 1 項の場合には、第 39 条（同条第 3 項において準用する第 32 条の 2 第 5 項の規定を含む。）及び第 41 条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第 99 条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第 1 項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第 100 条 第 98 条第 1 項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

- 2 前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第7条第1項の規定による公告をしなければならない。

（提出）

第101条 遺失物法第4条第1項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第102条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

第103条 第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（国庫帰属及び報償金）

第104条 第100条第1項又はに規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の2分の1に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

（都道府県帰属及び報償金）

第105条 第100条第2項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財（前条第1項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者に

その旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
- 3 第1項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。
- 4 前項の規定による報償金の額については、第41条第3項の規定を準用する。
- 5 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第106条 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第104条に規定する報償金の額から控除するものとする。
- 3 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第107条 都道府県の教育委員会は、第105条第1項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第105条に規定する報償金の額から控除するものとする。

第13章 罰則

第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第43条又は第125条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者
- (2) 第96条第2項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第198条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (2) 第98条第3項(第186条第2項で準用する場合を含む。)で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

第 202 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。

(6) 第 92 条第 2 項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

第 203 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(2) 第 31 条第 3 項 (第 60 条第 4 項 (第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。)、第 80 条及び第 119 条第 2 項 (第 133 条で準用する場合を含む。)) で準用する場合を含む。)、第 32 条 (第 60 条第 4 項 (第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。)、第 80 条及び第 120 条 (第 133 条で準用する場合を含む。)) で準用する場合を含む。)、第 33 条 (第 80 条、第 118 条及び第 120 条 (これらの規定を第 133 条で準用する場合を含む。)) 並びに第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)、第 34 条 (第 80 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)、第 43 条の 2 第 1 項、第 61 条若しくは第 62 条 (これらの規定を第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。)、第 64 条第 1 項 (第 90 条第 3 項及び第 133 条で準用する場合を含む。)、第 65 条第 1 項 (第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。)、第 73 条、第 81 条第 1 項、第 84 条第 1 項本文、第 92 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 115 条第 2 項 (第 120 条、第 133 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。)、第 127 条第 1 項、第 136 条又は第 139 条第 1 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者